

新潟県地域防災計画 (原子力災害対策編)

修正案 新旧対照表

※ 頁、行は現行計画（令和7年10月修正）についてのもの

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
1	第1章第5節 発電所の状態に基づく緊急事態区分	4	12	2 警戒事態 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者※4を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（追加）を開始する必要がある段階 この段階において、県は原子力災害警戒本部を設置する。	2 警戒事態 その時点では公衆への放射線による影響やそのおそれが緊急のものではないが、発電所における異常事象の発生又はそのおそれがあるため、情報収集や、原子力規制庁が行う緊急時モニタリングセンターの立ち上げ準備への協力などの緊急時モニタリングの準備、原災指針で定める施設敷地緊急事態要避難者※4を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（警戒事態を判断するEALのうち、原子力発電所において異常事象が発生した場合に限る。）を開始する必要がある段階 この段階において、県は原子力災害警戒本部を設置する。	『原子力災害対策指針』改正を踏まえた修正
2	第1章第6節 関係機関の処理すべき防災事務又は業務の大綱	9	表中	東京電力ホールディングス株式会社 1 <u>原子力施設</u> の防災管理に関すること (略)	東京電力ホールディングス株式会社 1 <u>原子力発電所</u> の防災管理に関すること (略)	文言整理
3	第1章第7節 用語の解説	10	表中	避難退域時検査 放射性物質が放出された後のO I Lに基づく避難の際に、 <u>避難や一時移転する者の汚染状況を確認することを目的として実施される検査。</u>	避難退域時検査 放射性物質が放出された後のO I Lに基づく避難の際に、 <u>国からの指示に基づき、避難や一時移転を伴う住民等に対し、除染を実施すべき基準以下であるか否かを確認する検査。</u>	『防災基本計画』修正の記載に合わせた文言の修正
4	第1章第7節 用語の解説	10	表中	ブルーム 気体状 <u>あるいは</u> 粒子状の物質を含んだ空気の一団。	ブルーム 気体状 <u>又は</u> 粒子状の物質を含んだ空気の一団。 <u>ここでは原子力発電所から放出された放射性物質を含むものをいう。</u>	文言整理
5	第1章第7節 用語の解説	10	表中	要配慮者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者。（災害対策基本法第8条第2項第15号関係）	要配慮者 高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等その他の特に配慮を要する者。（災害対策基本法第8条第2項第17号関係）	『災害対策基本法』改正に伴う修正
6	第1章第7節 用語の解説	10	表中	防災業務関係者 緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、避難退域時検査、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、 <u>原子力施設</u> 内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。	防災業務関係者 緊急時において、住民等に対する広報・指示伝達、避難誘導、交通整理、緊急時モニタリング、避難者の輸送、物資の緊急輸送、避難退域時検査、簡易除染、避難状況等の確認、医療措置、道路啓開、 <u>原子力発電所</u> 内において災害に発展する事態を防止する措置等の災害応急対策活動及び汚染物質の除去等の災害復旧活動を実施する国、自治体の職員等。	文言整理

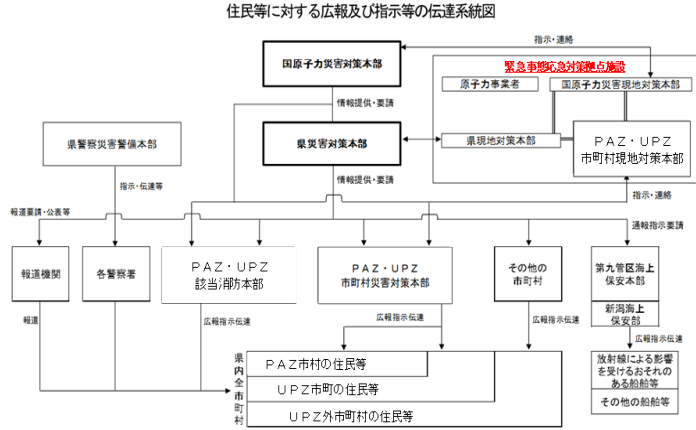
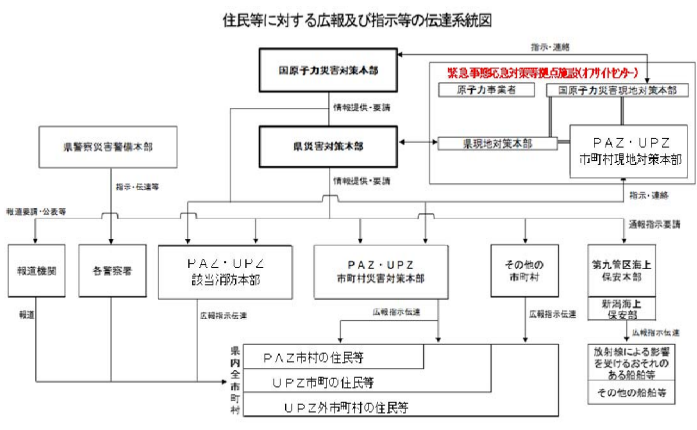
No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
7	第1章第7節 用語の解説	11	表中	<u>(追加)</u>	<u>屋内退避</u> 主にブルーム通過時の被ばくの低減を目的とする防護措置。 屋根や壁等の遮蔽効果のある建物にとどまることで、原子力発電所から放出されたブルームや地表面等に沈着した放射性物質からの外部被ばくを低減するとともに、気密性のある建物にとどまることで、ブルームに含まれる放射性物質が建物内に侵入することを抑制し、放射性物質の吸入による内部被ばくを低減する効果がある。	『原子力災害対策指針』改正に関連して、屋内退避の目的と効果を明確にするため、追加
8	第2章第4節 原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官との連携	12	33	(1) 県は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、 <u>柏崎刈羽原子力防災センター（以下「原子力防災センター」という。）</u> の防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制の確立、防護対策、広域連携などの緊急時対応等を平時から原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。	(1) 県は、地域防災計画（原子力災害対策編）の作成、発電所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、 <u>原子力防災センター</u> の防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制の確立、防護対策、広域連携などの緊急時対応等を平時から原子力防災専門官と密接な連携を図り、実施する。	文言整理
9	第2章第5節 災害応急体制整備計画	14	1	2 防災関係機関の体制の整備 (1)～(6) 略 (7) 県は、市町村の区域を越えて避難する住民の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連携等、 <u>平常時</u> から、市町村と緊密な連携を図る。 (8) 略 (9) 県は、 <u>平常時</u> から原子力防災専門官をはじめとする国、重点区域を含む市町村、自衛隊、県警察、消防、海上保安本部、医療機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。	2 防災関係機関の体制の整備 (1)～(6) 略 (7) 県は、市町村の区域を越えて避難する住民の受入れが可能な市町村（以下「受入可能市町村」という。）との調整のほか、市町村による放射線、放射性物質濃度の測定等の支援、原子力防災訓練での連携等、 <u>平時</u> から、市町村と緊密な連携を図る。 (8) 略 (9) 県は、 <u>平時</u> から原子力防災専門官をはじめとする国、重点区域を含む市町村、自衛隊、県警察、消防、海上保安本部、医療機関、指定地方公共機関、原子力事業者、その他の関係機関と原子力防災体制につき相互に情報交換し、各防災関係機関の役割分担をあらかじめ定め、相互の連携体制の強化に努める。	『防災基本計画』修正の記載に合わせた文言の修正
10	第2章第5節 災害応急体制整備計画	14	7	3 原子力防災センター (1)～(2) 略 (3) 県は、原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として、 <u>平常時</u> から防災業務関係者の研修及び訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。	3 原子力防災センター (1)～(2) 略 (3) 県は、原子力防災センターを地域における原子力防災の拠点として、 <u>平時</u> から防災業務関係者の研修及び訓練、住民に対する広報・防災知識の普及等に活用する。	『防災基本計画』修正の記載に合わせた文言の修正

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
11	第2章第5節 災害応急体制整備 計画	14	26	4 広域的相互応援体制 (1)～(2)略 (3) 県は、 平常時 から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、放射能測定等）については、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。	4 広域的相互応援体制 (1)～(2)略 (3) 県は、 平時 から関係機関、企業等との間で協定を締結するなど連携強化を進めることにより、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努める。 また、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理の支援、支援物資の管理・輸送、放射能測定等）については、民間事業者のノウハウや能力等を活用する。	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正
12	第2章第5節 災害応急体制整備 計画	15	2	5 救助・救急、消火等の防護資機材の整備 (1) 略 (2) 消火活動用資機材等の整備 県は、 平常時 から市町村、原子力事業者等と連絡を密にし、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備について助言する。 (3) 略 (4) 原子力事業者による自衛消防体制等の整備 原子力事業者は、消防計画等に基づき、 平常時 から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制を整備する。 また、火災等の発生時における消防機関への迅速な通報のため、消防計画等に基づき、発電所から消防機関への通報設備を整備する。	5 救助・救急、消火等の防護資機材の整備 (1) 略 (2) 消火活動用資機材等の整備 県は、 平時 から市町村、原子力事業者等と連絡を密にし、発電所及びその周辺における火災等に適切に対処するため、消防水利の確保、消防体制の整備について助言する。 (3) 略 (4) 原子力事業者による自衛消防体制等の整備 原子力事業者は、消防計画等に基づき、 平時 から発電所における火災等に適切に対処するため、消防設備や自衛消防体制を整備する。 また、火災等の発生時における消防機関への迅速な通報のため、消防計画等に基づき、発電所から消防機関への通報設備を整備する。	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正
13	第2章第6節 情報の収集・連絡 体制等整備計画	16	34	3 情報の分析整理 (1) 略 (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 県は、 平常時 より原子力防災関連情報の収集・蓄積を図る。 また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努め、その共有を図る。	3 情報の分析整理 (1) 略 (2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進 県は、 平時 より原子力防災関連情報の収集・蓄積を図る。 また、それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう、国及び市町村とともに情報のデータベース化、オンライン化及びネットワーク化に努め、その共有を図る。	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
14	第2章第6節 情報の収集・連絡 体制等整備計画	17	31	<p>5 原子力防災対策上必要な資料の整備</p> <p>県は、国及び市町村と協力して、応急対策的的確な実施及び復旧対策を的確に実施するため、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努め、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要なとなる資料、防護資機材等に関する資料、交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料、放射性物質の除染に関する資料等を適切に整備し、定期的に更新するとともに、原子力防災センターで確実に管理する。</p> <p>また、これらの情報の迅速な利活用に資するため、情報の電子化の推進に努める。</p>	<p>5 原子力防災対策上必要な資料の整備</p> <p>県は、国及び市町村と協力して、応急対策的的確な実施及び復旧対策を的確に実施するため、平時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努め、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要なとなる資料、防護資機材等に関する資料、交通・運送事業者の輸送車両、輸送施設に関する資料、放射性物質の除染に関する資料等を適切に整備し、定期的に更新するとともに、原子力防災センターで確実に管理する。</p> <p>また、これらの情報の迅速な利活用に資するため、情報の電子化の推進に努める。</p>	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正
15	第2章第7節 原子力防災に関する 知識の普及啓発 計画	20	2	<p>1 計画の方針</p> <p>県及び市町村は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民、在勤者等が適切に行動できるよう、平常時から、国や原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>県及び市町村は、緊急時及び発電所周辺で大規模自然災害等が発生した場合に備え、住民、在勤者等が適切に行動できるよう、平時から、国や原子力事業者と協力して災害時にとるべき行動や情報収集の方法、放射性物質の特性など、原子力防災に関する知識の普及啓発を行う。</p>	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正
16	第2章第10節 緊急時モニタリン グ体制整備計画	23	10	<p>1 計画の方針</p> <p>県は、原子力災害により発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平常時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果を防護措置の実施の判断等に活用できるように、緊急時モニタリング体制の整備及び適切な精度の測定能力の維持に努める。</p> <p>なお、県は、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、国、市町村、関係道府県、原子力事業者等が連携して緊急時モニタリングを実施する。</p>	<p>1 計画の方針</p> <p>県は、原子力災害により発電所から放出された放射性物質又は放射線による周辺環境への影響の評価に資する観点から、平時から環境放射線モニタリングを適切に実施するとともに、緊急時モニタリングの測定の結果を防護措置の実施の判断等に活用できるように、緊急時モニタリング体制の整備及び適切な精度の測定能力の維持に努める。</p> <p>なお、県は、原子力規制庁が設置する緊急時モニタリングセンターに参画し、国、市町村、関係道府県、原子力事業者等が連携して緊急時モニタリングを実施する。</p>	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
17	第2章第10節 緊急時モニタリング体制整備計画	23	23	<p>2 緊急時モニタリング体制等の整備</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3)モニタリング設備・機器等の整備・維持 県は、平常時又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質の放出又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量測定用機器、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する。</p> <p>(4)～(5)略</p> <p>(6)訓練等を通じた関係機関との連携の強化 県は、平常時から、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて関係機関との意思疎通を深め、緊急時モニタリングに必要な知識、測定技術及び機器操作の習熟・向上に努める。</p> <p>(7)原子力事業者の体制の整備 原子力事業者は、緊急時モニタリングセンターの活動が円滑に行われるよう要員の派遣や緊急時モニタリングに必要な設備、機器等の貸与等に必要な体制を整備する。 また、原子力事業者は、発電所敷地境界に設置するモニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、海水モニタ、気象データ、ガンマ線・中性子線用可搬型測定機器、空間放射線積算線量計、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要なモニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに県に対し、平常時から観測しているモニタリングポスト、排気筒モニタ、海水モニタ及び気象データを提供する。</p>	<p>2 緊急時モニタリング体制等の整備</p> <p>(1)～(2)略</p> <p>(3)モニタリング設備・機器等の整備・維持 県は、平時又は原子力災害発生時に、発電所からの放射性物質の放出又は放射線による周辺環境への影響を評価するため、モニタリングポスト、積算線量測定用機器、可搬型モニタリング用設備及び機器、環境試料分析装置、並びに携帯電話等の連絡手段等を整備・維持する。</p> <p>(4)～(5)略</p> <p>(6)訓練等を通じた関係機関との連携の強化 県は、平時から、定期的な連絡会、訓練及び研修を通じて関係機関との意思疎通を深め、緊急時モニタリングに必要な知識、測定技術及び機器操作の習熟・向上に努める。</p> <p>(7)原子力事業者の体制の整備 原子力事業者は、緊急時モニタリングセンターの活動が円滑に行われるよう要員の派遣や緊急時モニタリングに必要な設備、機器等の貸与等に必要な体制を整備する。 また、原子力事業者は、発電所敷地境界に設置するモニタリングポスト等のほか、排気筒モニタ、海水モニタ、気象データ、ガンマ線・中性子線用可搬型測定機器、空間放射線積算線量計、ダストサンプラ、ヨウ素サンプラ等必要なモニタリング設備・機器等を整備・維持するとともに県に対し、平時から観測しているモニタリングポスト、排気筒モニタ、海水モニタ及び気象データを提供する。</p>	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正
18	第2章第12節 避難・退避実施体制整備計画	27	5	<p>4 要配慮者の避難・屋内退避体制の整備</p> <p>(1)重点区域を含む市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p>	<p>4 要配慮者の避難・屋内退避体制の整備</p> <p>(1)重点区域を含む市町村は、防災担当部局や福祉担当部局など関係部局連携の下、平時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成する。 また、避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。</p>	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
19	第2章第16節 住民等への的確な 情報伝達体制整備 計画	31	11	2 情報伝達体制及び設備の整備 (1) 略 (2) 県及び市町村は、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、 平常時 より要配慮者及び一時滞在者等、通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。 (3)～(4) 略	2 情報伝達体制及び設備の整備 (1) 略 (2) 県及び市町村は、国、防災関係機関及び自主防災組織等と協力し、災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう、周辺住民、自主防災組織等の協力を得ながら、 平時 より要配慮者及び一時滞在者等、通常的手段では情報の入手が困難と考えられる者に対する情報伝達体制を整備する。 (3)～(4) 略	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正
20	第2章第17節 発電所等上空の飛行規制	32	9	2 航空交通管制機関との連絡調整 県は、原子力災害時に空中における放射性物質の拡散状況に留意しつつ、自衛隊、県消防防災ヘリコプター等による迅速かつ的確な応急対応が図れるよう、原子力災害時の航空交通管制について、 平常時 より新潟空港事務所等と密接に連絡調整を図る。	2 航空交通管制機関との連絡調整 県は、原子力災害時に空中における放射性物質の拡散状況に留意しつつ、自衛隊、県消防防災ヘリコプター等による迅速かつ的確な応急対応が図れるよう、原子力災害時の航空交通管制について、 平時 より新潟空港事務所等と密接に連絡調整を図る。	『防災基本計画』 修正の記載に合わせた文言の修正
21	第3章第2節 情報の収集・連絡、緊急連絡体制及び通信の確保	39	23	2 警戒事態発生時の連絡等 (2) 県、国、防災関係機関相互の連絡 ウ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県及び P A Z内の市村 に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。 また、原子力事業所の被害状況に応じて、原災指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z外の市町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとされている。 この際併せて、気象情報を提供することとされている。 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県及び P A Z内の市村 との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にすることとされている。	2 警戒事態発生時の連絡等 (2) 県、国、防災関係機関相互の連絡 ウ 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県及び P A Zを含む市村 に対し、連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。 また、原子力事業所の被害状況に応じて、原災指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（施設敷地緊急事態要避難者数の確認、避難先、輸送手段の確保等）を行うよう、U P Z外の市町村に対しては、施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先、輸送手段の確保等）に協力するよう要請することとされている。 この際併せて、気象情報を提供することとされている。 原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は、県及び P A Zを含む市村 との間において、要請した施設敷地緊急事態要避難者の避難準備の状況等を随時連絡するなど、連絡を密にすることとされている。	文言整理

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
22	第3章第5節 住民等への的確な 情報伝達活動	48	㊦	<p>住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図</p> 	<p>住民等に対する広報及び指示等の伝達系統図</p> 	『防災基本計画』 修正の記載に合わ せた文言の修正
23	第3章第6節 避難・屋内退避実 施に係る防護活動	50	14	<p>3 避難・屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(7) 県及び市町村は、避難時の周囲の状況等により避難を行うことがかえって危険を伴うおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要する場合は、居住者等に対し、屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示するものとする。</p>	<p>3 避難・屋内退避等の防護措置の実施</p> <p>(7) PAZにおいては、緊急事態の区分に応じて避難の対象となる住民等について、自然災害等により避難が困難な場合又は健康状態等により避難よりも屋内退避が優先される場合の措置として、屋内退避を実施し、UPZにおいても、避難又は一時移転の実施が困難な場合の措置として屋内退避が継続されるものとする。</p> <p>特に、病院や介護施設においては健康状態等により避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合は、一般的に遮蔽効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避が有効である。</p>	『原子力災害対策 指針』改正を踏ま えた修正

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
24	第3章第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動	51	6	<p>4 避難・屋内退避の実施に係る指示等 （1）住民等の避難・屋内退避の指示 ア 略 イ U P Zの住民等への屋内退避指示等 U P Zを含む市町の長は、事業者から全面緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、U P Z内の住民等に対し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報、町内会・自主防災組織を通じてあらためて屋内退避所について周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。 <u>（追加）</u> また、U P Zを含む市町の長は、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、原子力災害対策本部等から出される指示等に留意するよう要請する。</p>	<p>4 避難・屋内退避の実施に係る指示等 （1）住民等の避難・屋内退避の指示 ア 略 イ U P Zの住民等への屋内退避指示等 U P Zを含む市町の長は、事業者から全面緊急事態が発生した旨の通報を受けた場合には、U P Z内の住民等に対し、防災行政無線（戸別受信機を含む）、広報、町内会・自主防災組織を通じてあらためて屋内退避所について周知の上、速やかに屋内退避するよう指示する。 <u>なお、事態の規模、時間的な推移に応じて、P A Zと同様、避難等の予防的防護措置を講ずることが必要となる場合がある。</u> また、U P Zを含む市町の長は、住民等に対し、落ち着いて行動するとともに、以後、原子力災害対策本部等から出される指示等に留意するよう要請する。</p>	『原子力災害対策指針』改正を踏まえた修正
25	第3章第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動	52	2	<p>（4）避難措置の追加 知事は、次に掲げる場合には、（1）エにより通知した<u>屋内退避区域</u>に対し、当該市町村の長を経由して、当該区域の住民等に対し、追加措置として、速やかに避難をするよう指示する。</p>	<p>（4）避難措置の追加 知事は、次に掲げる場合には、（1）エにより通知した<u>屋内退避を実施する区域</u>に対し、当該市町村の長を経由して、当該区域の住民等に対し、追加措置として、速やかに避難をするよう指示する。</p>	文言整理
26	第3章第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動	53	16	<p>4 避難・屋内退避の実施に係る指示等 <u>（7）（追加）</u></p>	<p>4 避難・屋内退避の実施に係る指示等 <u>（7）屋内退避継続の判断と避難への切替え</u> <u>国は、屋内退避の継続の判断を、屋内退避実施後3日目を目安として行い、それ以降は日々行うこととされている。その際、物資の不足等により生活の維持に困難を伴う場合や、ブルームが長時間又は断続的に到来し屋内退避場所への屋外大気の流入により被ばく低減効果が失われた懸念がある場合等には、国が県、屋内退避を実施する区域を含む市町村（以下「屋内退避市町村」という。）と緊密な連携を行いながら、避難への切替えを判断し、指示することとされている。</u> <u>なお、屋内退避から避難への切替えにより避難行動及び生活環境の変化等に伴う肉体的・精神的影響が生じるため、屋内退避を継続することを基本とし、避難への切替えを判断するに当たっては、生活の維持が困難であること等の判断は慎重に行うこととされている。</u> <u>また、屋内退避の継続のためには、医療品等も含めた支援助資の供給及び医療等の人的支援の提供が重要となることに留意する必要があるとされている。</u></p>	『原子力災害対策指針』改正を踏まえた修正

No	章・節	頁	行	旧	新	修正理由
27	第3章第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動	53	16	<p>4 避難・屋内退避の実施に係る指示等 <u>(7) 屋内退避の実施における留意点</u> ア <u>屋内退避区域を含む市町村（以下「屋内退避市町村」という。）</u>は、コンクリート・木造建物等の施設に住民等を誘導する。自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、<u>エアコンや換気扇を停止する</u>等、気密性に配慮するよう、速やかに住民に周知する。 イ 屋内退避市町村は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。 ウ 屋内退避者は、屋内退避所、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。 なお、屋内退避市町村の長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる住民への影響を考慮し、速やかな避難指示について、国、県と調整する。 <u>(追加)</u></p> <p><u>(8) 指定地方公共機関である放送事業者による避難・屋内退避の指示等の放送</u> (略)</p>	<p>4 避難・屋内退避の実施に係る指示等 <u>(8) 屋内退避の実施における留意点</u> ア <u>屋内退避市町村</u>は、コンクリート・木造建物等の施設に住民等を誘導する。自宅等の木造建物を退避先とする場合は、窓を閉め、<u>換気扇のほか、外気を取り込む設備を停止する</u>等、気密性に配慮するよう、速やかに住民に周知する。 イ 屋内退避市町村は、放射性物質の濃度変動等に伴う追加避難に備え、屋内退避と併せて避難準備を実施する。 ウ 屋内退避者は、屋内退避所、自宅等に備蓄してある食料・物資により生活を維持するよう努める。 なお、屋内退避市町村の長は、屋内退避者の生活支援に努めるとともに、大気中の放射性物質の濃度等から長期化が予想される場合、屋内退避が長引くことによる住民への影響を考慮し、速やかな避難指示について、国、県と調整する。 <u>エ 国は、屋内退避中は、被ばくを低減するために屋内にとどまることが原則であるが、生活の維持に最低限必要な住民等の一時的な外出や住民等の生活を支える民間事業者等の活動は、屋内退避という防護措置の一部をなすものであり、屋内退避中にも実施できるとしている。</u> <u>また、原子力発電所の状態等に応じて、放射性物質が放出されるおそれが高いと判断した場合には、速やかに一時的な外出や活動を控えて屋内退避を徹底する旨の注意喚起を行うとしている。</u> <u>(9) 指定地方公共機関である放送事業者による避難・屋内退避の指示等の放送</u> (略)</p>	『原子力災害対策指針』改正を踏まえた修正
28	第3章第6節 避難・屋内退避実施に係る防護活動	57	28	<p>12 避難・屋内退避の解除 (1) 略 (2) 屋内退避指示の解除 <u>屋内退避市町村は、緊急時モニタリングの結果のほか、気候条件、汚染地域の除染対策等に係る国及び県の助言を受け、屋内退避の解除が可能となった場合には、順次、可能な区域から屋内退避の指示を解除する。</u></p>	<p>12 避難・屋内退避の解除 (1) 略 (2) 屋内退避指示の解除 <u>国において、原子力発電所の状態が安定して一定の要件を満たし、新たなブルームが到来する可能性がないこと及び既に放出されたブルームが滞留していないことが確認できれば、屋内退避市町村は、国の判断に基づき、屋内退避の指示を解除する。</u></p>	『原子力災害対策指針』改正を踏まえた修正